

令和元年9月17日

## ストレスチェック基本方針

公益社団法人  
静岡県シルバー人材センター連合会  
浜松市事務所  
(公益社団法人  
浜松市シルバー人材センター)

### 1. 実施目的

平成26年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号)において、心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」)及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容としたストレスチェック制度(労働安全衛生法第66条の10に係る事業場における一連の取組全体)が創設されました。

この制度は、職員及び派遣労働会員(以下、「職員等」という。)のストレスの程度を把握し、職員等自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止すること(一次予防)が主な目的です。

### 2. 実施要領等

厚生労働省「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に従い、詳細は「ストレスチェック制度実施規程」に定め、職員等に周知します。

受検及び面接指導は任意ですが、ストレスチェック制度をより効果的なものにするために、全ての対象者に受検と協力をお願いします。

### 3. 個人情報の取扱い

- ・対象者の個人情報の保護への十分な配慮を行います。
- ・対象者に対して受検をしなかったり、医師面接指導を申し出なかったりしたことをもって不利益な取り扱いはい行いません。
- ・ストレスチェックの個人結果は、本人の同意なく、ストレスチェック実施を行う実施者、実施事務従事者以外には、知られることはなく、また提供もされません。